

港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が港湾法第五十二条第一項の規定による港湾工事又は同法第五十二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めるものとする。

(第十六条の二、第十六条の三、第十六条の五及び第十六条の六関係)

二 国土交通大臣が港湾法第五十二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行うことができる港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設(駐車場及びヘリポートを除く。)とすること。

(第十六条の四関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 沖縄振興特別措置法施行令の一部改正

国土交通大臣が沖縄振興特別措置法第百条第一項の規定による港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定める

ものとする。

(第三十五条第三項及び第四項関係)

第三 附則

- 一 この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行するものとする。
- 二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第一項関係)

(附則第二項及び第三項関係)